

四條畷市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、急速な高齢化の進展でひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増える中、地域における高齢者等の見守りの推進を図るため、市と事業者等が連携して取り組むことで、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができ地域づくりを実現することを目的とする。

(対象とする事業者)

第2条 市内で活動し、日常業務で市内を巡回するとともに、高齢者の居宅を訪問し、郵便受け等の状況の確認を担う業務をもつ事業者であること。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 事業者等 第2条に該当し、市内で活動する事業者、団体
- (2) 高齢者等 次のいずれかに該当するものであって、市内に居住するもの
 - ア. 65歳以上の者
 - イ. その他市長が必要と認めた者
- (3) 見守り活動 事業者等が職務中に、通常業務に支障のない範囲で高齢者等を対象として行う次のいずれかの行為をいう。
 - ア. 声かけ又は様子の確認
 - イ. 移動中の巡視

(見守り活動の実施)

第4条 事業者等は見守り活動を行い、高齢者等の異変に気づいたときは、確認できた事項について市に通報するものとする。

- 2 事業者等が高齢者等の異変に気づいた場合であって、人命尊重の観点から、高齢者の生命等に係る緊急通報が必要と判断した場合は、消防署及び警察署への通報を優先するものとする。
- 3 市は第1項1の規定により通報を受けた場合は、速やかに適切な対応を行うものとする。

(免責)

第5条 事者等は、前条第1項及び第2項の規定による通報に誤りがあった場合又は

通報できなかった場合など、高齢者の見守り活動において生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(見守り協定)

第6条 市長は、見守り活動を行う事業所等と見守り活動に関する協定を締結し、その実施方法について取り決めをするものとする。

2 前項の協定は「四條畷市高齢者見守りネットワーク事業協力に関する協定書(様式第1号)」により締結するものとする。ただし、様式第1号による協定書の締結に際して、事業者等の同意を得られない場合は、これに限らず協定を締結できるものとする。

(公表)

第7条 市長は、前条の規定により協定を締結した事業者等の名称等を市のホームページ等に公表することができる。

(秘密の保持)

第8条 事業者等は、この取組みにおいて、知り得た秘密、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(禁止事項)

第9条 事業者等は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 四條畷市の公認を得ているかのような誤解が生じるおそれのある営業活動を行うこと。
- (2) 見守り活動を通じて、宗教行為、政治活動、その他公序良俗に反する行為を行うこと。

(協定の解除)

第10条 事業者が、次の各号のいずれかに該当するとき、市長は、第6条に規定する協定を解除することができる。

- (1) 第4条に規定する見守り活動を実施できなくなったとき。
- (2) 第8条又は第9条に反する行為が判明したとき。
- (3) 四條畷市暴力団排除条例に反する行為が判明したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、公布の日から適用する。